

第240回 オーナーズセミナー

～ 元気が出るシリーズ⑦ ～

テーマが変更
になりました！

特例事業承継税制の上手な活用

国は中小企業の事業承継を強力に支援するために、これまでの事業承継税制を大幅に拡充する期限付きの特例制度を設けました。この「特例事業承継税制」の適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けて「承継計画」を平成35年3月31日までに都道府県に提出する必要があります。

※当事務所は、認定経営革新等支援機関です。「承継計画」作成をご支援します。



事業を引き継ぐ際の税負担を大幅に減らすことが可能になります！

今回は、テーマを緊急に変更し「特例事業承継税制」の活用を解説します！

どなたでもご参加頂けます。是非お申込み下さい。

日時	平成30年9月12日(水) 午後6時～8時まで
講師	税理士 千葉和彦
場所	マリゲート塩釜 3階 マリンホール
料金	お一人様 資料代として 1,000円 (税込)

◆ 申し込み・お問い合わせ先 ◆

千葉経営企画株式会社 ☎985-0042 塩釜市玉川1丁目2-40

☎ 022-365-2823 ✉ chiba-kaikei@tkcnf.or.jp

PC版



スマホ版



オーナーズセミナー参加申込書

会社名			
住所			
参加者名	TEL		
	FAX		

- ご記入頂いた個人情報は、今後セミナー、サービス等のご案内に利用させていただきます。
- 当セミナーでは、勧誘行為は一切行いません。

FAX番号 022-366-3882